

令和 8 年度筑西市高齢者配食サービス事業委託事業者募集要領

1. 委託事業者の募集

筑西市高齢者配食サービス事業実施要綱第 2 条第 2 項に規定する配食サービス事業を実施する委託事業者を募集する。委託事業者は、高齢福祉課の高齢者配食サービス事業及び介護保険課の生活支援サービス事業を実施するものとする。

2. 事業内容等

(1) 事業内容

別紙「令和 8 年度筑西市高齢者配食サービス事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 事業の場所

筑西市内

(3) 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 募集申請に必要な資格

(1) 申請者の資格

申請者の資格は、法人等であって、申請する時点において、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ①筑西市内に活動拠点となる事業所があり、食品衛生法（昭和 22 年法第 233 号）による飲食店の営業許可を取得しており、かつ、事業に係る食事の調理を、当該営業許可を受けた市内の厨房施設において行っていること。
- ②調理から配達及び安否確認まで一連の事業すべてを事業者の責任において実施できること。
- ③栄養士又は管理栄養士により作成された献立に従って調理された食事を提供できること。
- ④筑西市の入札参加資格を有する者である又は令和 8 年 4 月 1 日までに資格を取得できる見込みであること。
- ⑤別紙「仕様書」の内容を遵守できること。

(2) 欠格事項

申請する時点において、次に掲げる欠格事項のいずれにも該当しないものとする。

- ①本市の入札参加有資格者の指名停止措置を受けているもの。

- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの。
- ③会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされているもの。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの。
- ⑤団体、団体の代表者又は被用者等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）と不適切な関係を有しているもの。
- ⑥暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制下にあるもの。
- ⑦役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの。
- ⑧税を滞納しているもの。

4. 申込方法

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 16 日から令和 8 年 3 月 2 日まで

(2) 提出書類

①筑西市高齢者配食サービス事業受託申請書（様式 1）

②筑西市高齢者配食サービス事業実施計画書（様式 2）

（添付書類）

- 飲食店営業許可証の写し
- 利用者に配布する献立表の案
- 会社等のパンフレット
- 納税証明書（滞納がないことが確認できるもの。未納の税額がないことの証明が出ない場合は、それに代わる証明書等）
 - （ア）法人の場合
法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - （イ）個人事業主の場合
所得税、住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- 商業登記簿謄本の写し（個人事業主の場合は不要）

5. 事業者の審査等

市は、提出された書類の内容を審査し、必要に応じて事業者へのヒアリング及

び実地調査を行う。審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者を配食サービス事業者として登録するとともに、審査結果について書面にて通知する。

6. 申請内容の変更

登録された事業者（以下「配食サービス事業者」という）は、申請内容に変更があったときは、速やかに市に届け出るものとする。

7. 登録の取消し

市は、配食サービス事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、配食サービス事業者の登録を取り消すことができることとする。なお、登録の取消による損害を受けた場合においても、事業者は市に対し、その損害の補償を請求することができないものとする。

- (1) 配食サービス事業者が募集申請に必要な資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 事業を履行することが困難と認められる場合
- (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合

8. その他

書類作成にかかる費用は、申請事業者の負担とする。

9. 提出先等

提出先： 〒308-8616 筑西市丙 360 番地
筑西市保健福祉部高齢福祉課
提出方法： 直接持参又は郵送により提出
問合せ先： 筑西市保健福祉部高齢福祉課
電 話： 0296-22-0526（直通）
F A X： 0296-25-2913